

岡山県公報		発行 岡山県	
目次	担当課（室）		
○ 岡山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 道路の区域変更 【告示】 ○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧 【公告】 ○ 公共測量の実施 〃 ○ 公共測量の終了 〃 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〃 ○ 都市計画法による命令の公示 【内水面漁場管理委員会】 ○ 令和七年度における第五種共同漁業権魚種の増殖についての指示	環境管理課 道路整備課 耕地課 監理課 〃 〃 建築指導課 〃 内水面漁場管理委員会		目次
			担当課（室）

◎岡山県規則第四十五号

岡山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県自然海浜保全地区条例施行規則（昭和五十六年岡山県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

十 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第七条第七項の規定による協議

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 六条院東里庄線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
浅口郡里庄町大字新庄字マキザヤ三八三 三番一地先から 浅口郡里庄町大字新庄字干瓜四五〇四番 一地先まで	新	六・四〇 五〇・四	三七・〇
浅口郡里庄町大字新庄字マキザヤ三八三 三番一地先から 浅口郡里庄町大字新庄字干瓜四五〇四番 一地先まで	旧	六・四〇 七・四	三七・〇

令和6年12月13日 岡山県公報 第12660号

〔六一三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和六年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

山手地区 第4工区

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

令和六年十二月十三日から令和七年一月六日まで

四 縦覧の場所

久米南町役場

〔六一四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市長船町八日市地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和六年十一月六日から令和七年二月十四日まで	測量期間

〔六一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市中区倉益西、備前市香登本及び久米郡美咲町西幸地内
測量の種類	公共測量（道路管理データ作成）
測量期間	令和六年十二月九日から令和七年二月二十八日まで

〔六一六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年十二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
美作市川北地内	公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）	令和六年十月三十日

〔六一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二二番四、六二二番一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区北長瀬本町二二番三二号ベルフレイッシュⅠ一〇一

小西 康平

小西 紅葉

三 許可年月日及び許可番号

令和六年九月九日岡山県指令建指第二四六号

〔六一八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定により、次のとおり建築物及び特定工作物の除却を命じた。

令和六年十二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 処分をした年月日

令和六年十二月四日

二 処分を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市神戸五五三番地四

エコ商事株式会社

代表取締役 里川 圭佑

三 処分の内容

建築物及び特定工作物の除却命令

四 処分の対象となった建築物及び特定工作物の概要並びに所在地

1 建築物の概要

鉄骨造、平家建、延べ面積約一二〇平方メートル

2 特定工作物の概要

建築物内に設置した破砕機

3 建築物及び特定工作物の所在地

津山市院庄六七番一、六八番一、六八番二、六九番、六九番二、七〇番二、七

〇番三、七〇番四

◎岡山県内水面漁場管理委員会指示第一号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、令和七年度における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示する。

令和六年十二月十三日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

令和七年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

（単位：kg ただし、わかさぎは卵数について 単位：万粒）

漁業権番号	漁業協同組合名 （漁業権者名）	放			流			魚			種		代替措置可能魚種			
		あゆ	うなぎ	ふな	あまご	なまず	すっぽん	にじます	もろこ	わかさぎ	はえ	てめえび	もくずがに			
内共第1号	吉井川南部	1,090	50	30	—	—	10	50	—	—	80	—	50			
内共第2号	吉野川	1,210	50	30	320	—	—	50	—	—	90	—	15			
内共第3号	吉井川	1,330	40	20	290	—	10	—	—	—	100	—	10			
内共第4号	加茂郷	390	15	—	160	—	—	30	—	—	30	—	—			
内共第5号	久田川	330	15	—	130	—	—	—	—	—	30	—	—			
内共第6号	奥津川	270	—	—	220	—	—	—	—	—	—	—	—			
内共第7号	旭川南部	1,290	50	40	—	—	10	—	—	—	100	—	10			
内共第8号	旭川中央	1,560	100	150	460	—	—	100	—	—	50	—	—			
内共第9号	湯原	330	25	—	190	—	—	100	—	—	30	—	—			
内共第10号	旭川北	300	20	—	360	—	—	150	—	—	30	—	—			
内共第11号	高梁川	2,680	90	60	—	—	20	—	—	—	150	—	75			
内共第12号	小田川	290	25	—	—	—	10	—	—	—	30	—	15			
内共第13号	芳井町	260	15	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—			
内共第14号	成羽川	1,130	50	—	15	—	5	—	—	—	20	—	25			
内共第15号	”	200	10	—	25	—	—	—	—	—	5	—	—			
内共第16号	”	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
内共第17号	新見	1,690	35	—	500	—	—	—	—	500	50	—	—			
内共第18号	番川	—	10	230	—	25	—	—	15	—	—	40	—			
内共第19号	”	—	5	100	—	25	—	—	5	—	—	10	—			
内共第20号	児島湾	—	75	1,090	—	45	—	—	160	—	—	45	—			
内共第21号	”	—	15	470	—	5	—	—	40	—	—	5	—			

備考 はえ、てめえび及びもくずがにについては、漁業権番号ごとの指示量に応じて、次に掲げる方法により放流の代替措置を行うことができる。

(1) 産卵床造成 (はえ)

指 示 量	造成箇所数	造 成 基 準
1 ～ 50 kg	1 箇所	1 箇所当たり500㎡の造成で50kgの増殖とみなす。
51 ～ 100	2	
101 ～ 150	3	

(2) 産卵床造成 (てながえび)

指 示 量	造成束数	造 成 基 準
12 kg	10 束	ソダ10束の造成で12kgの増殖とみなす。

(3) 親がに・C1 (甲幅約3mmの稚がに) 放流 (もくずがに)

指 示 量	親がに放流基準	C1放流基準
10 kg	親がに8.4kgの放流で10kgの増殖とみなす。	C1、0.13kgの放流で10kgの増殖とみなす。